

第二十六回国会 衆議院 逓信委員会 議 録 第 十 二 号

昭和三十三年三月十六日(土曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 松井 政治君

理事小泉 純也君 理事竹内 俊吉君

理事楠本登美三郎君 理事廣瀬 正雄君

理事早稲田和子君 理事森本 靖君

上林山榮吉君 齋藤 憲三君

椎熊 三郎君 平野 三郎君

栗山 博君 佐々木更三君

志村 茂治君 杉山元治郎君

出席國務大臣

郵政大臣 平井 太郎君

出席政府委員

郵政事務次官 伊東 岩男君

委員外の出席者

(郵政事務官) 小野 吉郎君

(事務次官) 日本電信電 梶井 剛君

話公社総裁 吉田 弘苗君

専門員 吉田 弘苗君

三月十五日

委員竹内俊吉君及び星島二郎君辭任につき、その補欠として松野頼三君及び渡海元三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員渡海元三郎君及び松野頼三君辭任につき、その補欠として星島二郎君及び竹内俊吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

竹内俊吉君が理事に補欠当選した。

三月十四日

第一類第十一号

逓信委員会議録第十二号

昭和三十三年三月十六日

第一類第十一号

逓信委員会議録第十二号

昭和三十三年三月十六日

第一類第十一号

逓信委員会議録第十二号

昭和三十三年三月十六日

第一類第十一号

逓信委員会議録第十二号

昭和三十三年三月十六日

第一類第十一号

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

同月十三日

神戸市に簡易保険、郵便年金加入者保養ホーム設置に関する請願(河上丈太郎君紹介)(第二〇九九号)

同(五島虎雄君紹介)(第二二〇〇号)

勝常村に郵便局設置の請願(平田ヒデ君紹介)(第二一八四号)

の審査を本委員会に付託された。

三月十五日

東那須野郵便局統合反対に関する陳情書(栃木県那須郡東那須野郵便局無集配化反対期成同盟会長栗川仁夫外五千百十二名)(第四七三三号)

NHKテレビ第二放送網設置に関する陳情書外一件(東京都千代田区六番町一五主婦連合会長奥むめお外一名)(第五二九号)

同外一件(松山市土居田町三七〇愛媛県公民館連絡協議会長日野泰外一名)(第五五一号)

立岩郵便局の無集配反対に関する陳情書(愛媛県温泉郡北条町立岩一七〇重見憲次郎外九百四十二名)(第五三〇号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

〇松井委員長 これより会議を開きます。

日程に入ります前に、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。理事竹内俊吉君が去る十五日委員を辭任されましたので、それに伴い理事が一名欠員になっておりますが、同君が本日再び本委員に選任されましたので、竹内俊吉君を再び理事に指名いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇松井委員長 御異議ないものと認め、竹内俊吉君を理事に指名いたします。

〇松井委員長 一昨十四日付託せられました公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行います。

まず政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。平井郵政大臣。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項ただし書中「する場合」の下に「及び第一号に掲げる附屬設備、第三号に掲げる設備又は第四号に規定する設備のうち郵政省令で定める特殊なものについてする場合」を加え、同項に次の一号を加える。

四 単独電話又は共同電話の電話回線に接続する附屬機器その他の附屬設備であつて、郵政省令で定めるもの

第二百五条第七項中「第一項第一号の規定による構内交換設備及び内線電話並びにこれらの附屬設備」を「第一項第一号又は第四号の規定による公衆電気通信設備」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の第三項に次のただし書を加える。

但し、加入者がその附屬電話機を設置し又は増設する場合、この限りでない。

〇平井國務大臣 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

公衆電気通信法の施行に伴ひまして、構内交換設備等につきましては、公社の直営のほか、加入者の自営を認めて参つたのでありますが、その建設保守は順調に行われ、またこのような両者共存の制度によりまして、サービスは向上いたしますとともに、加入者の利便も増大して参つたと認められます。このような実情に堪がみまして、単独電話または共同電話の電話回線に接続されます付屬電話機等であつて郵政省令で定めるものにつきましても、加入者の自営を認めまして、その便益に供しようとするものであります。

次に現行法におきましては、加入者または専用者が構内交換設備等を自営いたします場合には、電話回線に接続するものの全部についていたさなければならぬこととなっておりますが、加入者等が公社の直営設備を使用しております場合に、特殊な設備につきましても、その部分だけを加入者に自営させても差しつかえない場合もございまして、これを認めることにいたさうとするものであります。なおこのたび自営を認めるものにつきましても、従来と同様工事担任者制度を適用し、また技術基準も設けまして、公衆電気通信に支障を及ぼさないよう十分配慮いたしております。

また付屬電話機を自営する場合に、負担金の支払いは要しないこととしたそうとするものでありますが、そのためには、電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する必要がありますので、これを本法律の附則に規定いたしたいと存じます。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

〇松井委員長 これにて説明は終了した。本案に対する本日の審査はこの程度とし、質疑は後日に譲ります。

次会は明後十八日午前十時より開会
することとし、本日はこれにて散会
いたします。

午前十時五十五分散会

昭和三十一年三月二十日印刷

昭和三十一年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局